

## 【 基本原則 】

- ☆ いじめは、絶対に許されない人権侵害行為であるという前提に立つ。
- ☆ 対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものはいじめであるという認識をもつ。
- ☆ いじめは、どの学校、どの子どもにも起こり得ることを前提とする。
- ☆ 教育委員会は、学校、保護者、地域とともに、日常的にいじめの事前防止に努める。
- ☆ いじめの発生に対しては、スピード感をもって、組織的に取り組む。

## I. 寒川町及び寒川町教育委員会が取り組むべきこと

### 1. いじめの指導に関わる学校支援を行う

- (1) 各学校のいじめの有無も含めた実情把握を日常的に行い、必要な支援を行う。
- (2) 指導主事による日常的な学校訪問を実施し、各学校の子どもの状況を把握すると共に、実情に応じた指導のあり方について支援を行う。
- (3) いじめの状況が深刻、重大になった場合、直ちに、組織的な支援体制をつくり、学校支援を継続的に行う

### 2. いじめに関わるヘルプや相談を受け止める体制の充実を図る

- (1) 臨床心理士、心理相談員、訪問相談員、メンタルフレンド（学生相談員）等による相談体制の一層の充実を図る。
- (2) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの相談連携の充実を図る。
- (3) いじめに関する電話相談、メール相談の体制を整備する。
- (4) いじめ相談の案内チラシを発行し、町や県で行う相談体制の周知を行う。  
また、町HPでの案内の充実を図る。
- (5) 関係各機関と連携して、ケース会議等での情報収集、行動連携の充実を図る。

### 3. いじめに関する教職員研修、調査研究の充実を図る

- (1) 教職員研修会において、いじめ指導に特化した講演会を実施する。
- (2) 情報モラル教育についての講演会等を教職員、保護者、町民を対象に実施する。
- (3) インターネットによるいじめに対する対策も含めたネットパトロール事業を開始する。
- (4) 町教育研究員研究会・児童生徒指導研究部会において、いじめの指導に関わる啓発資料、いじめ防止プログラム等を作成、普及する。
- (5) 町児童・生徒指導担当教員研究会での研修、情報交換を密にし、複数の学校にまたがるいじめが発生した場合は、緊急会合を直ちに開催する。

### 4. 関係機関等との連携を図り、いじめを防止する

- (1) 学校警察連絡協議会を中心とした警察、児童相談所、学校との間の連携を強め、いじめの防止を図る。
- (2) 学校警察連携制度の効果的な運用を図り、いじめの防止を図る。

- (3) 学校、生徒会、警察等と連携し、「いじめ・非行を生まない学校づくりフォーラム」等を開催し、いじめ防止の啓発を図る。
- (4) 町PTA連絡協議会や各学校PTAの活動と連携しながら、保護者と共に、いじめを防止する活動に取り組む。また、保護者向けリーフレットを発行する。
- (5) いじめは、人権侵害行為であるとの観点から、広く社会全体、人権擁護委員会をはじめとする関係団体、町民の協働による啓発活動を展開していくと共に、子どもへの発信も積極的に行う。

## 5. 重大事態が発生した場合は、学校と連携しながら的確な対応を行う

- (1) 「いじめ防止対策推進法」に定める「重大事態」に対しては、教育委員会の指導の下、学校における「いじめ問題に関する調査組織」を設置、又は「寒川町いじめ問題に関する調査委員会」を開催し、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施し、いじめを受けた子ども及び保護者に調査結果の報告及び情報提供を行うようにする。  
同時に、それらについて町長に報告を行うとともに、必要と認められる時には再調査を行うなど必要な措置を講ずるものとする。

## 6. 学校・地域・関係機関等と定期的な話し合いの機会をもつ

- (1) 学校・家庭・地域が連携するための会議を定期的また必要に応じて開き、いじめの防止及び対応のための情報交換等を行い、いじめのない環境づくりに努める。会議にあたっては、学校・家庭・地域の状況及び人権、教育相談、安全安心等の視点により話し合えるよう構成メンバーを考慮する。

# II. 寒川町立各小・中学校が取り組むべきこと

## 1. 全教職員がいじめについての正しい認識をもつ

- (1) いじめは、どの学校、どの子どもにも起こり得ることを前提とする。
- (2) いじめの定義を正確に把握する。  
(現行定義) 「いじめ防止対策推進法」第2条  
「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」
- (3) いじめの態様について理解する。（※文部科学省の例示より）
  - ◆冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
  - ◆仲間外れ、集団による無視をされる。
  - ◆嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
  - ◆パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
  - 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
  - ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
  - 金品をたかられる。
  - 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
  - ・その他（◆は心理的攻撃、■は物理的攻撃）
- (4) いじめの初期状況について理解する。
  - 早退を申し出始めるが、理由がよくわからない。
  - 欠席や遅刻が出始める。
  - 体調不良（腹痛、吐き気、頭痛等）を訴え、保健室に行くことが多くなる。
  - 教科書やノート等の所持品に落書きがある。
  - 服が汚れていたり、擦り傷が見られたりする。
  - 給食の配膳にいたずらされたり、盛り付け忘れをされたりする。
  - 一人でいることが多くなる。
  - 昼食時、一人でぼつんと食べている。
  - 下駄箱から上履きや靴がなくなる。
  - 目の前にゴミを捨てられる。

- ふざけた雰囲気の中で、委員や班長に「推薦」される。
- その子の発言の順番になると、ざわつきが出る。
- 嫌がらせの手紙や紙切れがある。
- Web上に誹謗、中傷が書き込まれる。
- グループ分け等で、グループ編成が出来にくくなる。席替えで隣になるのを嫌がる子が増える。
- 班会議などで、周囲の子どもが机を離して、隊形をつくるようになる。

## 2. いじめを防止するためのすぐにできる対応を的確に行う

- (1) 子どもと接する機会を増やし、子どもの生の声、子どものヘルプメッセージを聴きとるようにし、いじめの早期発見を図る。
- (2) 起こったことをオープンにし、小さなことでも、同僚と共に取り組み、一人で抱え込まない。
- (3) 養護教諭やカウンセラー等との連携を密にする。
- (4) 「いじめは絶対に許されない行為であること」「傍観することも許されないこと」を学校全体の教育活動の中で日常的に指導する。
- (5) 指導に際して、教職員自らの言動や指導が子どもを傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう注意を払うと共に、体罰禁止の徹底を図る。
- (6) 教育相談の機会を意図的、計画的に設けるようにする。
- (7) 全子どもを対象としたいじめ防止のアンケート調査を学期に1回以上実施する。
- (8) 保護者との連携を密にする。気軽に情報交換や相談ができる関係をつくるようにする。また、保護者用いじめチェックシートの活用を図る。
- (9) インターネット、スマートフォン、携帯電話等、情報ツールについての理解を図り、情報モラル教育を推進する。
- (10) 学校警察連絡協議会を中心とした警察、児童相談所及び教育委員会との間の連携を強め、いじめの防止を図る。

## 3. いじめを生まない学級づくりをすすめる

- (1) 子どもの笑顔があふれる明るいトーンの学級をつくる。
- (2) 教職員の励ましなど積極的な評価により、子どものやる気を引き出す。
- (3) 価値観に関わる話を聞かせ、子どもの判断力を育む。
- (4) クラスみんながめざす目標を設定し、一致して取り組めるようにする。
- (5) 教室環境を子どもと共に整備し、前向きな気持ちを育む場づくりをすすめる。
- (6) 「人の話を集中して聞く」等、一人ひとりの発言を尊重するルールを明確にする。
- (7) クラスを良い方向に引っ張るリーダーを育てる。
- (8) クラスのことを話し合っで決める機会を増やし、子どもたちの自主的な力を伸ばす。
- (9) 係活動、当番活動を自主的に展開させ、みんなで取り組む学級をつくる。
- (10) 子どもたちの豊かな心を育む文化的な活動に取り組む。

## 4. いじめを生まない学校づくりをすすめる

- (1) 意見や考え方には違いがあることを前提に、互いに協調して生きていくことができる風土づくりに努め、人権教育・道徳教育の充実を図る。
- (2) 子どもが正義を主張し、行動できる学年・全校集団づくりをすすめる。
- (3) 子ども「なぜ？」を引き出し、真理・真実を探求する生き方を育む授業を創造する。
- (4) 児童会・生徒会活動の充実、子どもが主役となる学校行事の活性化を図り、実際の行為・行動を通し仲間との信頼関係を高め合えるようにする。
- (5) 部活動におけるいじめ防止に向けた組織的な体制を構築する。
- (6) 子ども成長をめざした積極的な児童・生徒指導方針を全教職員で共有化し、行動連携を図ると共に、学校評価においても達成状況を評価する。
- (7) 職員会議等におけるいじめ防止の校内研修会の開催や日常的なOJT (= on the job trainingの略：ここでは「学校内人材育成」の意)としての教職員間の学び合いの場を重視する。

- (8) 「いじめはどこでも起こり得る」と認識し、いじめの早期発見・早期対応の重要性を全教職員に周知すると共に、いじめの認知件数の多寡を教職員の勤務評価の資料としない。
- (9) いじめを許さない教育を家庭においては保護者の指導により進めると共に、学級担任との連携を強める。
- (10) 懇談会やPTA研修会の積極的な開催等、保護者や地域と共同し、人権意識を高め、開かれた学校をつくる。
- (11) 「学校いじめ防止基本方針」に基づき、年度末を中心に、適宜、ふりかえり（点検）を行い、改善に努める。

## 5. いじめが認知された場合、ただちに行動する

レベル	状況	対応	留意事項
レベル1	1対1の比較的軽度な言葉によるからかい等がある。	学級担任を中心に注視を継続し、状況に応じた指導を行う。	いじめを疑う視点は大切であるが、人は多様な交わりの中で成長する。複数の視点をもつようにする。
レベル2	数名による軽度な言葉によるいじめ、仲間外し、無視等が非継続的に行われている。	学級担任、学年教職員等を中心に指導を行う。	教職員間の情報連携を密にし、学級担任が相談しやすい職場風土をつくり、学年主任や児童・生徒指導担当は共に指導を行う。
レベル3	レベル2が継続し、落書き、物を隠す、足をかける等を伴う実害が出ている。	学年、児童生徒指導部等が対策チームを作り、方針を共有化し、共同的な指導にあたる。	チームリーダーは、校長・教頭への報告・連絡・相談を密にし、校長・教頭は的確な指示を出すと共に教育委員会への報告を行う。
レベル4	長期間にわたり集団的な悪口、無視、強要等が続き、被害を受けた子どもが不登校になる場合も出る。	校長を先頭に、解決に向け、学校全体で取り組む。	このレベルになると、児童・生徒指導上の問題レベルが単層的ではないことが多い。学校全体の児童・生徒指導体系の見直しにも着手する。
レベル5 (重大事態)	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる。(子どもが自殺を企図した場合等)</li> <li>いじめにより子どもが相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる。(不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)</li> </ul>		教育委員会の指導・支援の中、警察等の関係機関との連携も含みながら、校長の指導性を基軸に、学校全体をあげて、問題解決に向けて、組織的な行動化を図る。

- (1) 各学校は、「いじめ防止対策推進法」に定める「いじめ防止等の対策のための組織」を立ち上げ、「いじめの防止等のための基本的な方針」が掲げる役割を担う。
- (2) いじめを発見するアンテナを張り、状況を常に把握し、早期発見・早期対応を図る。
- (3) チームとしての取り組みを重視し、情報連携・行動連携を図る。(レベル2以上)
- (4) レベル5(重大事態)と判断される場合、教育委員会と連携しながら「いじめ防止対策推進法」に基づいた調査組織を設置し、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を実施し、いじめを受けた子ども及び保護者に調査結果の報告及び情報提供を行う。同時に、それらについて教育委員会に報告を行う。
- (5) 被害者を保護するために、必要な状況下においては、いじめを行った子どもを別室で学習させる等の措置を適切に行う。

6. 各小・中学校は、上記の町方針に基づき、「いじめ防止対策推進法」も参酌しつつ、子ども、保護者、地域住民の意見等も参考にしながら、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、子ども、保護者への周知を行う。(学校HPへも掲載する→地域住民への周知)

◇寒川町におけるいじめに関する問い合わせ・相談窓口

寒川町教育委員会 学校教育課(指導担当) 74-1111(内線521)

寒川町教育委員会 学校教育課教育研究室 73-4639(直通)